

第21回 原子力規格委員会 議事録

1. 日 時 平成18年8月22日(火) 13:30~16:00

2. 場 所 (社)日本電気協会 4階 C, D会議室

3. 出席者(敬称略,五十音順)

出席委員:班目委員長(東京大学),新田副委員長(日本原子力発電),関村幹事(東京大学),饗場(三菱重工業),上杉(発電設備技術検査協会),蝦田(日本電気協会),大西(日本原子力保険プール),大橋(東京大学・運転・保守分科会長),兼近(鹿島建設),楠橋(日本製鋼所),小林(横浜国立大学・構造分科会長),阪口(中部電力),柴田(東京大学名誉教授・耐震設計分科会長),関(火原協),千種(関西電力),辻(日立製作所),西脇(東京大学),沼宮内(放射線計測協会・放射線管理分科会長),根井(原子力安全・保安院),早川(富士電機システムズ),平野(原子力安全基盤機構),前田(日本原子力開発機構),増田(日本原子力発電),宮野(東芝プラントシステム),山田(原子力安全・保安院),吉川(京都大学名誉教授・安全設計分科会長),吉村(原子力安全基盤機構)(27名)

代理出席:上村(寺井原子燃料分科会長代理),松本(東京電力・唐澤代理)(2名)

欠席委員:飯塚(東京大学・品質保証分科会長),鹿島(電力中央研究所)(2名)

説明者:石沢(東京電力・構造分科会幹事),植田(日本原電・耐震設計分科会 機器・配管系検討会委員),國頭(安全設計分科会 計測制御検討会委員),小倉(東京電力・運転・保守分科会幹事),白井(関西電力・耐震設計分科会幹事),田中(日本原子力技術協会),田南(東京電力・安全設計分科会幹事)

事務局:浅井,池田,長谷川,国則,大東,中島(日本電気協会)

4. 配付資料

資料 No.21-1 第20回 原子力規格委員会 議事録(案)

資料 No.21-2-1 原子力規格委員会 委員名簿(案)

資料 No.21-2-2 原子力規格委員会 分科会委員名簿(案)

資料 No.21-3 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601 に関するご質問に対する回答について

資料 No.21-4 JEAG4601「原子力発電所耐震設計技術指針」の改定方針及び検討状況について

資料 No.21-5 「原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209-2003)」の改定と同指針の制定について(案)

資料 No.21-6-1 設備診断検討会設置の経緯と規格策定の方向性について(案)/JEAC4209 他改定・制定スケジュール(案)

資料 No.21-6-2 原子力規格委員会 構造分科会 平成18年度活動計画(案)

資料 No.21-7 原子力規格委員会 運転・保守分科会 平成18年度活動計画(案)

資料 No.21-8-1 第16回 基本方針策定タスク議事録(案)

資料 No.21-8-2 基本方針策定タスク 課題処理票

資料 No.21-8-3 原子力規格委員会 運営規約 細則 改定案(抜粋)

資料 No.21-9-1 「安全保護系に関する計装品ドリガ評価方法の標準化に係る指針(仮称)」制定の必要性及びその計画について(案)

資料 No.21-9-2 原子力規格委員会 安全設計分科会 平成18年度活動計画(案)

参考資料 - 1 日本電気協会 原子力規格委員会 規約

5. 議事

(1) 会議開催定足数の確認について

委員長による代理者の承認後、事務局より、委員総数28名に対して本日の出席委員数は26名であり、委員総数の3分の2以上の出席という、会議開催定足数の条件を満たしていることの報告があった。(定足数の確認後、委員就任承認があり、最終的に委員総数が31名で出席委員数が29名となった。)

(2) 前回議事録の確認について

事務局より、資料No.21-1に基づき、前回議事録案(事前に配付しコメントを反映済み)の説明があり了承された。

(3) 原子力規格委員会委員の報告及び分科会委員の承認について

- 1) 事務局より、資料No.21-2-1に基づき、新田委員、上杉委員の所属変更、並びに、中村委員、青木委員の退任が報告された。
- 2) 原子力規格委員会委員候補として、根井委員より原子力安全・保安院 山田知穂氏、平野委員より(独)原子力安全基盤機構 吉村宇一郎氏、増田委員より関西電力(株)千種直樹氏の推薦があり、挙手による決議の結果、出席委員全員の賛成で委員就任が承認された。
- 3) 事務局より、資料No.21-2-2に基づき、各分科会にて推薦を得た新委員候補及び退任委員の報告があり、挙手による決議の結果、出席委員全員の賛成で新委員就任が承認された。

(4) JEAG4601「原子力発電所耐震設計技術指針」に関する質疑応答の対応について

植田耐震設計分科会 機器・配管系検討会委員より、資料No.21-3に基づき、JEAG4601に関する外部からの質問に対する回答について報告があった。

また、事務局より、本件については、既に原子力規格委員会 運営規約細則4.4質疑応答の審議細則に基づき、各分科会・検討会で検討した対応結果を、意見者にお知らせするとともに、日本電気協会ホームページでお知らせしていることの報告があった。

(5) JEAG4601「原子力発電所耐震設計技術指針」の改定方針及び検討状況について

白井耐震設計分科会幹事より、資料No.21-4に基づき、JEAG4601改定方針及び検討状況について報告があり、国の新耐震設計審査指針改定の動向を見極めながら「基準地震動策定・地質調査」に関する範囲を先行して作業を進めており、「基準地震動策定手法」に加えて、施設の耐震設計全般を取りまとめた形で平成18年度下期制定を目的に作業を進めているとの報告があった。

なお、国の新耐震設計審査指針の改定状況とJEAG改定作業の進捗を見て、次回第22回原子力規格委員会では改定案の中間報告をして頂くこととした。

(6) JEAC4209-2003「原子力発電所の保守管理規程」の改定状況及び関連ガイドライン、状態監視技術に関するガイドラインの策定方針及び検討状況について

- 1) 小倉運転・保守分科会幹事より、資料No.21-5に基づき、JEAC4209改定と同指針制定の検討状況と今後の進め方について報告があった。また、資料No.21-7に基づき、運転・保守分科会 保守管理検討会 平成18年度活動計画について説明があった。
- 2) 石沢構造分科会幹事より、資料No.21-6-1に基づき、状態監視技術指針を策定するに当たり、構造分科会傘下に設備診断検討会を発足したことの経緯と当検討会での指針策定の方向性(案)について報告があった。また、資料No.21-6-2に基づき、構造分科会 設備診断検討会 平成18年度活動計画について説明があった。
- 3) 1)及び2)の両分科会活動計画案について、挙手による採決の結果、賛成29名、反対0名で可決された。

以上に関して、柴田耐震設計分科会長より、今までは審査指針の改定に時間を取られて、プラントの状態監視(地震時)について整備できなかったが、今後はJEAG4601などに、このような内容を組み込むと同時に、一般のプラント状態に拘る他指針(日本電気協会ほか)のものも、作成時に地震(その他の災害)を必ず念頭に置いて欲しい、更に、具体化する際には、それぞれの分野の方々のご協力を期待するとの発言があり、今後の規格整備に当たっては関係分科会間で情報を共有し、協調を図っていくこととした。

(7) 運転・保守分科会 防火管理検討会 平成18年度活動計画の審議について

- 1) 事務局より、前回第20回原子力規格委員会で、原子力安全・保安院青木委員より、火災防護管理指針の規格整備について提案があり、規格の整備の必要性については承認されたが、以降具

体的に規格策定を担当する分科会について、安全設計分科会と運転・保守分科会間で調整した結果、運転・保守分科会で規格策定を進めることとなった経緯について報告があった。

2) 小倉運転・保守分科会幹事より、資料No.21-7に基づき、運転・保守分科会 防火管理検討会 平成18年度活動計画について、説明があった。

3) 運転・保守分科会 防火管理検討会 平成18年度活動計画について、挙手による採決の結果、賛成29名、反対0名で可決された。

(8) 基本方針策定タスク審議報告及び原子力規格委員会 規約改定提案の審議について

事務局より、資料No.21-1, No.21-8-2に基づき、前回第20回原子力規格委員会(H18.5.18)での原子力規格委員会における個人情報の取扱いに関する議論の論点と第16回基本方針策定タスク(H18.8.1)における審議経過について、以下のとおり報告があった。

1) 原子力規格委員会における個人(委員)情報の取扱いについて

a. 第20回原子力規格委員会における議論の論点は、以下の ~ の関係を整理し、個人情報の管理責任の所在について明確にすることであった。

個人情報の保護に関する法律

日本電気協会(以下、JEA)個人情報保護方針

JEA個人情報保護規程

委員会が個別に定めるルール

b. 第16回基本方針策定タスクでは、以下の理由により、“個人情報の保護に関する法律”と“委員会が個別に定めるルール”の関係で整理し、委員会が取扱う個人情報の管理責任は委員会にあるとした。

理由：委員会における個人情報の取扱いに、JEA個人情報保護方針・規程との関係を考慮した場合、自己情報に関する権利として“個人情報の利用又は提供の拒否権”が発生し、円滑な委員会運営に支障をきたすことが懸念されるため。

上記に関連して、事務局より、資料No.21-8-3に基づき、原子力規格委員会 運営規約 細則 改定案について説明があった。

これに関する意見は以下のとおりであった。

・原子力規格委員会 運営規約 細則 改定案の「5.個人情報の取扱い」のうち、「5.2公衆審査等の情報の取扱い」における「また、質問者、意見提出者の氏名、所属が公開される可能性があることをJEAインターネットホームページに公告する。」の記載については問題ないが、これでは記載が不十分であり、質問者からの問い合わせに対して趣旨を伝えるとともに確認する行為についても記載する必要があるのではないか。

現行の原子力規格委員会 運営規約 細則 改定案に「・・・JEAインターネットホームページに公告するとともに、質問者からの問合せ時には、直接、その旨を伝達し、了解を得る。」の記載を加える方向で検討するとした。

2) 原子力規格委員会に対する外部からの質問・意見発信者の個人情報(氏名・所属等)の取扱いについて

a. 第20回原子力規格委員会における議論の論点は、原子力規格委員会に対する外部からの質問・意見発信者の個人情報(氏名、所属等)の取扱いについて、質問・意見者への対応の要否判断を含めて整理することであった。

b. 第16回基本方針策定タスクでは、以下の対応とすることとした。

a) 質問・意見の受け付け時は、事務局が質問・意見者の個人情報(氏名・所属等)を確認し受付ける。また、取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき利用目的を明確にした上で情報開示の可能性について原子力規格委員会 運営規約 細則に明確にする。

b) 委員会に対して匿名を希望する質問・意見者の個人情報(氏名・所属等)の取扱いについては、明らかな誹謗・中傷等不正の目的を除く正当な質問・意見に対しては、回答の必要性を含めて、委員会役員に判断を委ねる。

上記に関連して、事務局より、資料No.21-8-3に基づき、原子力規格委員会 運営規約 細則 改定案について説明があった。

これに関する意見は以下のとおりであった。

- ・委員会における個人(委員)情報の取扱いが、法律(個人情報保護法、公益通報者保護法等)の適用を受けるのかきちんと検討して頂きたい。
- ・委員会役員の定義を規約の中で明確にすること。
- ・原子力規格委員会 運営規約 細則の本文改定に当たっては、添付の審議フローとの整合を図ること。(例えば、意見及び異議申し立ての審議・承認)
- ・対応の判断を委員会役員(個人)の裁量に委ねるというだけでは、処理のプロセス上は非常に不透明である。委員会役員に判断を委ねるとした場合は、具体的な処理プロセスを明確にすべきである。

以上の意見を踏まえて、改めて基本方針策定タスクで原子力規格委員会 運営規約細則改定案について検討・整理し、次回原子力規格委員会へ提案することとした。

その他の意見は以下のとおりであった。

- ・日本電気協会の規格体系について、規格の規格としての位置づけ(規程、指針、ガイドライン等の使い分け)をきちんと定義すること。また、規格(本体)と解説の位置づけをきちんと定義し、具体的な記載の内容と程度を明確にすること。
基本方針策定タスクで整理・検討し、次回原子力規格委員会規格策定基本方針 付則-3規格策定手引きの改定案について審議いただくこととした。
- ・既設炉への遡及適合については、省令62号第9条(材料及び構造)を除外しているが、耐震などは材料の強度劣化をどう扱うかといった問題を考えていかなければならない。
- ・技術評価における規格策定プロセスの不透明性に関する指摘は、十分な検討がなされたかの疑義が生じた時の説明責任を問うもので、トレーサビリティだけの問題ではないように思う。実質的に十分な議論がなされるような取り組みを考えていくことが必要ではないか。事実関係として、十分な議論がなされているにも係らず、議事録に記録として残していなかったという問題があり、しっかりと議事録に議論と採決のプロセスを残しなさいという趣旨である。
- ・技術評価に対する規格策定機関の係りについては、規格を策定した者とそれを評価する者が重複しているということが問題なのではないか。
一部において重複することは問題ないと考えている。また、保安院やJNESで技術評価する際に規格策定に関与した委員が参加することがあるが、これは、規格策定段階における審議状況の聴取等のためであり、問題は生じないとの発言があった。今後は技術評価されることを意識して規格を策定する必要があり、ここでは技術評価された場合の対応についての規格策定機関としての基本スタンスを明確にした。
参考までに、日本電気技術規格委員会(JESC)では、規格を策定した者も委員会に出席しているが、審議事項の採決には加わらないといったシステムを取っている。

(9)「安全保護系に関する計器トリガ評価方法の標準化に係る指針(仮称)」制定の提案及び安全設計分科会 計測制御検討会 平成18年度活動計画の審議について

- 1)田南安全設計分科会幹事より、資料No.21-9-1に基づき、安全保護系における計器トリガの評価方法の標準化について、民間規格としての整備の必要性について提案があった。
- 2)また、田南安全設計分科会幹事より、資料No.21-9-2に基づき、安全設計分科会 計測制御検討会 平成18年度活動計画について説明があった。
- 3)安全設計分科会 計測制御検討会 平成18年度活動計画について、挙手による採決の結果、賛成29名、反対0名で可決された。

なお、本件に関する意見は以下のとおりであった。

- ・米国が整備した民間規格の名称は“原子力安全関連”であり、今回提案いただいた指針は“安全保護系に関する”としているが、両規格の本意は異なるのか。
提案は規格内容をより明確に表現したもので、基本的に2つの規格の本意は異なるものではない。今後は、米国の事例も参考にしながら規格の整備を進めていく。
- ・計器トリガの評価手法の標準としては、既にJISに存在するのではないかと。もし、存在しないのであれば、民間団体で作成した規格をJIS化するための申請プロセスが整備されているので、当該規格については汎用性の観点からJIS化を検討されてはどうか。
現状、各事業者には点検前データと点検後データを採取し、トリガ量を評価するプラクティ

スが存在している。米国では、ドリフト量を単独で評価する場合とドリフト量を誤差に含めて評価する場合の、大別して2つの手法で評価を行っている。日本でもきちんとした手順、方法論を定めて指針類を整備することが重要と思っている。また、JIS化という提案を頂いたが、JEACとしても十分使える規格を整備していきたい。

班目委員長より、JIS化の提案を受けて、これまでは原子力に特化した規格の整備を進めてきたが、今後は規格によってはJIS化等を視野に入れた整備も考えていくことの提案があった。

6. その他

(1) 次回の原子力規格委員会では、以下の案件について担当分科会より、ご紹介いただくこととした。

1) JEAG4601「原子力発電所耐震設計技術指針」改定案の中間報告について

(2) 次回の原子力規格委員会は、平成 18 年 11 月 27 日（月）13:30 から開催することとした。

以 上